

アーバンスポーツによる地域活性化事業業務仕様書

1. 業務名

アーバンスポーツによる地域活性化事業業務

2. 業務の目的

本市では、市民、地域、企業と共にプロスポーツチームやトップリーグとの積極的な交流を図り、スポーツのまちとしてのブランドを高めるとともに、市民一人一人が誇りを持ち、愛着を感じることができるまちづくりに取り組んでいる。また、大学生をはじめ多くの若者が暮らしているという本市の地域特性を活かし、アーバンスポーツの促進を通じて、新しい若者文化を創出し、魅力ある都市を目指している。

この取り組みを推進するため、中心市街地の活性化を軸に、アーバンスポーツを先進的に推進することで、本市の新たな魅力を広くアピールするとともに、ウォークブルとスポーツの推進を連携させ、健康で活力あるまちづくりを実現することを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務の内容

(1) プロスポーツチーム及びアーバンスポーツ連携

市民に夢や希望を与える「スポーツの力」の体感やスポーツを生かしたまちづくりに向け、また、相互の課題や好事例の共有化を図るため、本市をホームタウンとするプロスポーツチーム、アーバンスポーツ競技者や団体の連携の場の創出について提案をすること。

(2) 「UBE URBAN SPORTS FES 2024」の企画および開催運営

「UBE URBAN SPORTS FES」とは、中心市街地エリアで開催されるプロのアスリートも参加するアーバンスポーツを核としたBMX、パルクール、3x3バスケットボールなどアーバンスポーツのデモンストレーションや体験会を実施し、スポーツの振興に加えてにぎわいの創出を図り、地域活性化に寄与するイベントである。

「UBE URBAN SPORTS FES 2024」(予定)

会場：宇部市常盤通り（国道190号）特設会場

時期：令和6年9月下旬の1日（日曜日想定）

ア 「UBE URBAN SPORTS FES 2024」の企画提案

提案事項については下記事項を必須とする。

① 国内外の一流選手によるパフォーマンスショー

(BMX、スケートボード、ブレイキン、パルクール、ダブルダッチ等)

6 種目程度提案すること。また、選手の招致にあたっては、当該選手の概要と招致の実現可能性について記載すること。

- ② 幅広い世代がアーバンスポーツを楽しむことのできる体験型コンテンツ（ダブルタッチ、パルクール、スケートボード等）を組み合わせること
- ③ イベント全体の概要案（プログラム、配置図、タイムスケジュール等）および、各コンテンツのコンセプト、特徴、主なターゲット、内容。
- ④ 自由提案
「UBE URBAN SPORTS FES」が持続可能なものとなるための工夫や、観覧環境の改善に関する独自の内容があれば提案すること。

イ 「UBE URBAN SPORTS FES 2024」の広報業務

市内外に広く広報する手法について提案すること。アーバンスポーツの楽しさや躍動感が伝わり、インパクトのある広報を制作するとともに、効果的なメディアPRを行うこと。その他、イベント当日までの広報や年間を通したPR企画について創意工夫のある提案をすること。

ウ 「UBE URBAN SPORTS FES 2024」の運営及び周辺警備

イベントの円滑な運営と参加者の安全確保を目的として、「UBE URBAN SPORTS FES 2024」の運営及び交通管理体制を提案すること。

- ① 運営チームの構築：専門的なスキルを持ったスタッフを配置し、各セクションの効率的な管理を行うとともに、責任分担を明確にし、トラブル発生時の対応案を策定すること。
- ② 安全管理プランの策定：参加者とスタッフの安全を最優先に考慮し、緊急事態対応計画を含む包括的な安全管理プラン（医療スタッフの配置、緊急避難経路の設定）を行うこと。
- ③ 交通整理とアクセス管理：専門事業者と協力し、イベント開催にかかる通行制限の交通フローを効果的に管理し、来場者の安全かつスムーズな移動を支援するための交通規制計画を策定し、必要な標識や案内を設置すること。
- ④ 地域コミュニティとの協力：警察等の関係機関、および地域住民と協力し、イベントを安全に運営すること。事前に地域住民と情報を共有し、イベント開催の理解を得ること。

エ 「UBE URBAN SPORTS FES 2024」のデータ分析及び効果検証

イベントに参加した来場者の行動パターン、各種コンテンツに対する満足度を分析し、イベントの全体的な影響力と効果を定量的に分析すること。来場者のフィードバック、ソーシャルメディアの活動データ等を集約し、どのセグメントやプログラムが最も来場者の満足度を促進したかを明らかにし、次回以降のイベント計画に向け、具体的な改善策を提案すること。

【提案事項に対する留意事項】

- ・魅力発信と体験に重点を置いたコンテンツ内容とすること。
- ・入場料及び体験コンテンツの参加料は原則徴取しないこととするが、事業の効果を高める

ため、委託料とは別に財源確保を行うなど、工夫を凝らした事業の提案は可能とする。

- ・体験コンテンツを事前申込制とする場合は、申込者の利便性を考慮した募集方法及び情報管理は十分留意すること。
- ・データ分析及び効果検証について、将来的には有料イベントとしての開催や民間企業との連携による事業の自走化の可能性についても、報告内容に盛り込むこと。

(3) スポーツ交流施設整備の事業スキームの提案

にぎわいの創出が図られ、市民が気軽にスポーツを楽しめ、「UBE URBAN SPORTS FES」の会場の一部として活用でき、スポーツ大会やイベントなどが開催できる複合機能を持つスポーツ交流施設を中心市街地に整備する可能性および事業スキームについて提案すること。

【提案事項】

PPP/PFI 手法などの民間活力の導入による事業実施の可能性、エリアマネジメントとともに収益力を向上するためのスマート・ベニュー手法について整理する。

- ・スポーツ交流施設の機能・運営手法等の検討
- ・プロジェクト推進（資金調達・建設計画）手法の提案

5. 委託業務にかかる留意事項

- (1) 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- (2) 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- (4) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- (5) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) 提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

6. 委託業務の一般原則

- (1) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、業務の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはなら

ない。

- (5) 本業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- (7) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

7. 委託業務の実施状況の報告

- (1) 受注者は、契約締結後、定期に本業務の実施状況を書面により受注者に報告すること（報告様式自由）。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により受注者に報告すること。
- (2) 受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (3) 発注者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (4) 記録写真の撮影等
 - ① イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、宇部市に提出すること。なお、記録物は、宇部市が市民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。
 - ② 提供方法は、電子データにより納品することとし、イベント実施後すみやかに提出すること。

8. 検査

- (1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。検査を行い、委託者の承認を得られない成果品は無効とする。
- (2) 業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

9. 費用負担

- (1) 業務に必要な資材、器具、消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務に伴う光熱水費は求償しない。

10. 書類の保存

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後10年間保存するものとする。

【委託完了後、発注者へ提出するもの】

受注者は、業務終了後、完了報告書（正副1部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする。）

11. その他

- (1) 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、業務開始時までに業務計画書（スケジュール）を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、見積の詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。契約締結及び事業実施に当たっては、必ず宇部市と協議を行いながら進めること。
- (6) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (8) 受託者は、原則として本業務の大半を第三者に再委託してはならない。
- (9) 天変地異による被災や感染症等の感染拡大状況等により、事業の中止または実施方法を変更する可能性が生じる場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 本業務の履行にあたり必要となる資料等については、その都度委託者から提供する。受託者は、本業務において委託者から貸与される資料等について、受託者は資料の重要性を認識し、資料の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用后、速やかに返却すること。
- (11) 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行すること。